

農政をめぐる情勢

目次

I	規制改革推進会議が答申・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	通商交渉等をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	7
III	コロナ関連対策補助金の動き・・・・・・・・・・・・	8

今月号のあらまし

I 規制改革推進会議が答申

7月2日、規制改革推進会議は、これまでの各WGでの議論をふまえ、安倍総理への答申を行った。農業関係では農協改革を含む7項目が答申に盛り込まれた。

農協法全体及び准組合員にかかる5年後見直しについては、これまでの自己改革を「進捗」と評価、「農業協同組合」並びに「自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策」について検討し、令和3年4月を目途に「必要に応じて措置」とされた。

II 通商交渉等をめぐる情勢

6月17日、ライトハイザー米通商代表は、米国議会公聴会において、日米貿易交渉について「コロナ禍で進捗はない。第2ラウンド交渉を始めるには、まだ数か月はかかると考えている」と発言した。

TPP11については、チリ、ペルー、マレーシア、ブルネイの4か国は、政権交代等の国内情勢混乱や新型コロナウイルス感染拡大等を理由に、いまだ国会承認を経ておらず、協定の効力が発生していない状況が続いている。

III コロナ関連対策補助金の動き

6月30日、高収益作物次期作支援交付金にかかる第2回公募要領が公表され、第2回で支援対象となる農業者は、令和2年2月から4月の間に、野菜・花き・果樹・茶について「出荷実績のあるまたは廃棄等により出荷できなかった生産者」とされた。また、公募期間は、令和2年6月30日から7月31日までとされた。

7月14日、経営継続補助金事務局の一般社団法人全国農業会議所は、経営継続補助金の2次募集の日程と、改定公募要領を公表した。2次受付開始は9月中旬とされた。

Ⅰ 規制改革推進会議が答申

— 准組合員の意思を経営に反映させる方策を検討 —

1. 答申までの経緯

- 規制改革推進会議（議長：小林喜光・三菱ケミカルHD取締役会長）農林水産ワーキング・グループ（以下「農水WG」、座長：佐久間総一郎日本製鉄株式会社常任顧問）は、昨秋以降、農協改革、農産物検査、畜舎、スマート農業、農業者の資金調達等をテーマとして、計11回会合を開催してきた。
- 5月14日、JAグループに対して農協改革に関するヒアリングが行われ、出席委員から、JAの自己改革の取り組みを評価する意見の他、一層の生産資材価格引き下げや准組合員の意思反映・運営参画を求める意見、農林中金の資金調達・資産運用への指摘が挙げられた。
- 佐久間農水WG座長は、総括において、自己改革の取り組みの評価とあわせて、農林中金の資金調達・資産運用についても触れ、農業に資金を還流するという観点から、出資・融資の仕組みを検討するよう、発言した。
- 改正農協法5年後見直しについては、改革の状況を見据えた措置について議論を加速化するとされた。

2. 答申の内容

- 7月2日、規制改革推進会議は、これまでの各WGでの議論をふまえ、安倍総理への答申を行った。農業関係では農協改革を含む7項目が答申に盛り込まれた。

【規制改革推進会議 答申（農業関係の実施事項ポイント）】

- (1) 若者の農業参入等に関する課題について
 - ・新規就農者に対し積極的に農地確保支援措置
 - ・各市町村に農地下限面積要件の引き下げを促し、状況を公開
 - ・青年等就農資金の審査時、民間の研修機関と農業大学校とで差別しない
 - ・農業経営の実態に精通した人材を農業経営相談所に積極的に配置
 - ・新規就農支援制度の効果検証と、就農継続状況の把握手法を検討、確立
- (2) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化
 - ・農業法人が円滑に資金調達を行う方策を検討し、今年度中に結論
 - ・農地所有適格法人の資本規制等、現行制度の検証
- (3) 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて

- ・転用許可なしに設置できる農業用施設の面積拡大、農畜産物加工・販売施設への拡大の検討し、必要な措置
- ・農地所有者と利用者の合意を円滑化させる対応を検討
- ・6次産業化に取り組む際の転用、税制、都市計画制度等の留意点を周知
- ・地域で運用等にばらつきが出ないように、現状を調査し、対応を検討

(4) スマート農業の普及促進

<自動走行トラクターの普及促進>

- ・遠隔監視による圃場内の自動走行に必要な安全管理措置を明らかにする
- ・圃場間の自動走行に必要な農道上の措置を検討
- ・圃場内の自動走行に農業者から農道管理者への申請手続を検討

<小型農業ロボットの普及促進>

- ・圃場内および圃場外の走行や作業のために必要な安全性確保措置を検討
- ・近接で監視・操作する小型農業ロボットの道路走行に向けた実証実験
- ・実証実験の結果をふまえ、公道走行のために必要な措置について検討

<農業データの利活用>

- ・システムサービス提供者の保管データを、希望農業者へ提供を促す
- ・農機メーカー以外の作ったソフトでもデータを利用できるように促す
- ・必要時は、農機メーカーから関係当局へ提供が可能だと明らかにする。

<農作物栽培施設に係る立地規制の見直し>

- ・一般的な栽培施設が「原動機を使用する工場」に該当しないと明確化

(5) 農協改革の着実な推進

- ・農林中金等による国内農業資金提供を強化する出融資の仕組みを検討
- ・引き続き自己改革の取り組みを促すとともに、農協等について検討
- ・農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策を検討

(6) 農産物検査の見直し

- ・農産物検査規格および商慣習の総点検を行い、1年程度で結論を得る
- ・コメ輸出市場の開拓等に向け新たなJAS規格を民間主導で制定
- ・産地・品種・産年の食品表示について、検査米、未検査米双方表示を可能
- ・ナラシ等は、農産物検査に加え、その他品質確認により支援対象とする

(7) 畜舎に関する規制の見直し

- ・市街地から離れて建設される畜舎等を建築基準法の適用除外とする
- ・ソフト基準およびハード基準の具体的内容の検討し、結論を得る
- ・防法に基づく各地域の規制実態を調査し、見直しの必要があるか検討

3. 農協改革関連

- J Aが進めてきた自己改革を「一定の進捗が見られた」と評価、「農業協同組合」並びに「自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策」について検討し、「令和3年4月を目途に検討・結論、必要に応じて措置」するよう求めた。

【規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日、農協改革関連の記述）】

(5) 農協改革の着実な推進

【a：令和2年度検討・結論、令和3年度措置、b,c：改正農協法施行後5年（令和3年4月）を目途に検討・結論、必要に応じて速やかに措置】

<基本的考え方>

農協改革については、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」を踏まえ、令和元年5月末までの「農協改革集中推進期間」における自己改革が進められ、一定の進捗が見られた。

しかしながら、いまだ課題は残されており、引き続き自己改革を進めていく必要がある。

まず、農業所得の向上に向け、一層の資材価格の引下げを図るとともに、農業者が生産を持続し得る適正な価格を維持するための価格交渉力を確保するための方策を講じる必要がある。

次に、長期間にわたり低金利が続く中、信用事業の健全な持続性の確保に向け、単協の信用事業を見直して総合農協から代理店化を行うなどの取組が必要である。また、農林中金は市場運用資産の12%にあたる7.9兆円を、コロナ禍では想定以上の金融機関に損失を与えるリスクが懸念され得るローン担保証券（CLO）に投じている反面、2018年度末の国内農業融資は、農林中金（5,481億円）、信連（8,060億円）、農協（1兆2,083億円）の全てを合計しても2兆5,624億円にすぎず、三者の総貸出残高の5.3%にとどまっており、J Aバンクグループの資金を農業者のために還流するメカニズムの構築が必要である。

さらに、組合員の事業利用調査（令和元年9月公表）によれば、平成30年の信用事業における貸出金額の47%が准組合員、18%が員外に対するものであり、正組合員に対するものは35%に過ぎない。准組合員の意思を経営にいかに関与するか検討される必要がある。

（農業委員会等にかかる記載は省略）

<実施事項>

- a 農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達
の円滑化に併せて検討する。
- b これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農
業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附
則第 51 条 2 項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行
い、必要に応じて措置を講ずる。
- c 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 51 条 3 項に基づき、
農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について
検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

- なお、江藤農水大臣は、会見にて、准組合員を地域農業の応援団とすることが有効であり、准組合員の JA への意思反映は農水省や与党の考えとも一致している旨を発言した。

【江藤農水大臣会見（令和 2 年 7 月 3 日、抜粋・要約）】

- ・准組合員に、JA 全体の活動を理解いただくこと、今の地域農政において、農家と一緒に地域農業を守っていくという意識を持っていただくことは、極めて有効と考えている。
- ・准組合員の意思反映という（規制改革推進会議の）考えは、私ども（農水省）の考え方とも、与党の考え方とも一致するのではないかと。

- また、野村自民党農林部会長は、日本農業新聞（7 月 3 日付）のインタビューにおいて、准組合員の意思反映は「当然のこと」、JA グループの自己改革で既にそうした取り組みを進めているとし、「横展開が重要」である旨を発言した。
- 准組合員利用規制については今回の答申で触れられなかった。ただし、准組合員利用規制の検討は、改正農協法附則第 51 条第 3 項で検討する（いわゆる 5 年後見直し）こととなっているので、今後、議論が本格化すると見込まれる。前述日本農業新聞インタビュー（7 月 3 日付）において野村自民党農林部会長は、「准組合員の事業利用規制という文言が消えたが、宿題は残されている」と発言している。予断を許さない状況は続いている。

- 答申の「基本的考え方」では、一層の資材価格の引き下げ、農産物の価格交渉力の確保、信用事業の健全な持続性の確保に向けた代理店化、農林中金の市場運用等が課題とされている。
- 信用事業の代理店化については、平成30年3月の齋藤農水大臣（当時）の国会答弁以来、農水大臣及び与党幹部が「選択肢」と発言している。
- 前述日本農業新聞（7月3日付）のインタビューにおいて、野村自民党農林部会長が「あくまで選択肢。JAが決めることで押し付けるものではない」、谷合公明党農林部会長が「農協が実態に合わせて判断すべきもの」と発言し、「代理店は選択肢」が確認された。

4. 農林水産省の動き

- 農水省は、5月14日の農水WGにおいて、昨年9月公表資料と同様に、「JAグループの自己改革は進展」と評価したうえで、「農業者の所得向上」「農協経営の持続性」を課題とした。
- 「農業者の所得向上」については、令和2年度も「農協の自己改革に関するアンケート」（認定農業者等アンケート）を10～11月頃に実施し、認定農業者等の自己改革の評価を調査するとしている。
- 「農協経営の持続性」については、指導機関ヒアリングの見直しとあわせて、金融機関の仕組み（早期警戒制度）にならい、将来の収益性・健全性見通しにより早期の経営改善を促す制度等を検討している。
- また、平成27年の衆・参農水委附帯決議に基づき、JAの生活インフラ機能を把握するため、令和元年度に続いて、令和2年度も生活インフラアクセス実態調査を8月から11月にかけて、全国1・2地域で実施を予定している。

5. 今後の動向

- 当面のスケジュールは、以下のように想定される。

【当面のスケジュール（想定）】

時期	内容
7月2日	・規制改革推進会議「答申」
7月中旬頃	・「規制改革実施計画」閣議決定

時期	内容
8月	・正・准組合員の事業利用状況調査結果公表（第2回） ・生活インフラアクセス実態調査実施（第2回）（8～11月）
9月	・指導機関ヒアリング（9～12月）
10月	・認定農業者等アンケート実施（第5回）（10～11月頃）
3年3月	・認定農業者等アンケート結果公表（第5回） ・生活インフラアクセス実態調査結果公表（第2回）
	准組合員の事業利用規制のあり方検討期限（5年後見直し）

6. 骨太方針・成長戦略等

- 6月25日、自民党は骨太方針等の策定に向けた議論を行っており、都市への集中からデジタル化を通じた地方への分散（デジタル田園都市国家の実現）を含む提言をとりまとめ、政府への申し入れを行った。農業関係は、例年どおり、農林役員会等で議論を行っている。

【自民党「ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略」（農業関係のポイント）】

農林水産分野については、データ駆動型の農業経営などスマート農林水産業の社会実装を推進し、生産性の高い経営を育成するとともに、高品質な農林水産物の輸出等の海外展開を強化すべきである。また、農林水産業と食品産業のサプライチェーンの強化やフードテックの導入推進等により、国内の生産基盤を確保し、農林水産業の成長産業化と食料安全保障の強化を図るべきである。

- 骨太方針等の閣議決定後、内容を踏まえ、9月末の来年度予算の概算要求や税制改正要望に向け、政府・与党において議論が行われる予定である。

II 通商交渉等をめぐる情勢

— 日米貿易交渉はコロナ禍等により停滞 —

1. 日米貿易交渉

- 日米貿易交渉は、4月末までに交渉範囲等を決める事前協議を終え、第2ラウンド交渉を開始するとされていた。
- 6月17日、ライトハイザー米通商代表は、米国議会公聴会において、「コロナ禍で進捗はない。第2ラウンド交渉を始めるには、まだ数か月はかかると考えている」と発言した。

2. TPP11

- チリ、ペルー、マレーシア、ブルネイの4か国は、政権交代等の国内情勢混乱や新型コロナウイルス感染拡大等を理由に、いまだ国会承認を経ておらず、協定の効力が発生していない状況が続いている。
- 当該4か国に対してはTPP11協定の内容は適用されず、当面の間はこれらの国々からの物品等の輸出入は、二国間協定にもとづく関税率等を適用することとなる。
- 新規加盟意向を表明していたタイは、連立政権内部の一部閣僚の反対等があり、正式な閣議決定が当面の間、見送られることになった。

3. 日英貿易交渉

- 6月9日、茂木外務大臣はトラス英国国際貿易大臣とテレビ会議を行い、交渉の立ち上げと速やかな合意に向けて取り組むことで一致し、トラス大臣からは、英国のTPP11加盟について改めて関心が表明された。
- 会議前日、自民党のTPP・日EU・日米TAG等経済協定対策本部（森山本部長）とTPP交渉における国益を守り抜く会（小野寺会長）は、茂木大臣に対して、関税割当枠の数量がEUと英国を合わせても「関税割当枠の数量がEUと英国を合わせても日EU・EPAを超えないこと、過去の経済連携協定を超えないこと」等を盛り込んだ政府への申し入れを行った。
- 7月2日、グラハム・ゼベディー英国首席交渉官はWEB講演で「両国は共に7月末までの大筋合意を目指している」と発言した。また、日本の松浦博司首席交渉官も6月、英ファイナンシャル・タイムズのインタビューで「7月末までに交渉をまとめなければならない」と述べている。

(2) 第2回公募要領

- 6月30日、第2回公募要領が公表され、第2回で支援対象となる農業者は、令和2年2月から4月の間に、野菜・花き・果樹・茶について「出荷実績のあるまたは廃棄等により出荷できなかった生産者」とされた。
- また、公募期間は、令和2年6月30日から7月31日までとされた。

2. 経営継続補助金

- JAグループは、経済産業省の小規模事業者対象の「持続化補助金」の農業版の創設を要請してきたところであり、この結果、新型コロナウイルスの影響を受けた農業者の取組を支援する「経営継続補助金」が2次補正予算において措置された。

(1) 対象

農林漁業者（個人及び法人） ※常時従業員数が20人以下のもの

(2) 補助対象となる取組（5/14以降の取組が対象）

JAを通じて計画作成・申請、JAによる伴走支援を受けながら、以下の取組を含む「経営計画」の実施に必要な経費を助成

i 以下の①～③のいずれかの取組【3/4補助、補助上限額100万円】

- ①国内外の販路の回復・開拓
- ②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- ③円滑な合意形成の促進等

補助対象経費の1/6以上を「非接触型の生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てることが必須条件

ii 上記iの取組と併せて行う、業種別ガイドラインに即した感染症防止対策【定額50万円、ただしiが上限】

(3) 事業実施期間 令和2年5月14日～12月31日

- 7月14日、経営継続補助金事務局の一般社団法人全国農業会議所は、経営継続補助金の2次募集の日程と、改定公募要領を公表した。

<令和2年>

- ・ 2次受付開始 9月中旬
- ・ 2次受付締切 10月中旬

・10月中～11月中旬頃 2次募集採択審査、採択等の通知

<令和3年>

・1月末

実績報告期限（1次・2次とも期限は同様）

農政をめぐる情勢

令和2年7月21日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印

刷

株式会社 ユキ印刷工業

電話 052 (792) 8218

〈ファクシミリ 052 (792) 7802〉